

意見書

2021年8月6日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会 部会長様

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
会長 久保 真

連絡担当者氏名：木村 孝

電話番号 03-5304-7511

電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」最終答申（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>P86 4. 考え方</p> <p>4. 1. 第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲</p> <p>(1) 単位指定区域について</p> <p>現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当である。</p>	<p>当協会が昨年 11 月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第 49 回接続政策委員会で主張しましたが、現在のNTT東日本・西日本のネットワークや接続の実態等を踏まえると、東日本・西日本の範囲で占有率を算定することが適当、という内容に賛同します。</p>
<p>P91 (2) 県間通信用設備等について</p> <p>1) PPPoE接続以外の2) IP音声接続、3) IPoE接続の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当である</p>	<p>当協会が昨年 11 月に情報通信審議会電気通信事業政策部会第 49 回接続政策委員会で主張しました通り、IPoE接続に係るNTT東日本・西日本の県間通信用設備は加入者回線及びそれと一体として利用される県内設備の利用に当たり不可避免的に利用される設備であり、市場での競争が機能しておらず価格が高止まりしている状況を踏まえると、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当という内容に賛同します。</p>

以上